

2020年5月8日

日本公認会計士協会

監査業務における署名・押印に関する実務対応について

現在、政府において、新型コロナウイルスの感染拡大や感染予防措置を支援するための方策として、対面・押印の廃止について検討がされています。また、4月28日に金融庁／法務省／経済産業省から公表された「継続会（会社法317条）について」では、決算や監査実務の遂行に当たって書面への押印を求めるなどの慣行は見直されるべきという旨が記載されています。

会計監査の現場では、現在、3月決算会社の会社法監査業務が実施されておりますが、以下において、署名・押印に関する実務の現状、及び現下の状況を踏まえて監査法人¹で予定している対応についてご説明します。

1. 監査報告書への署名・押印に関する実務の現状

我が国では、監査報告書への署名・押印について、以下の定めがあります。

- 監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該証明に係る業務を執行した社員は、当該証明書にその資格を表示して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。（公認会計士法第34条の12第2項）
- 監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書には、・・・公認会計士又は監査法人の代表者（又は、業務執行社員）が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令 第4条²）

他方、会社法において、会計監査報告への自署・押印に関する定めはなく（会社計算規則第126条）、会計監査報告の通知も同様です（会社計算規則第130条）。

しかし、公認会計士法の定めを踏まえ、公認会計士又は監査法人は監査報告書に自署・押印し、監査報告書と監査対象である計算関係書類とを袋綴じ（又はファイリング）した上で備置き用の計算書類等に含めて会社に提出することが広く実務慣行とされています³。監査報告書には、通常、複数の業務執行社員による署名・押印がなされますが、文書の性質を踏まえると、郵送によるやりとりをすることは現実的ではないほか、署名の入手や袋綴じのプロセスはほとんどの監査法人で事務職員が主要な役割を担っています。

このため、従来の慣行に沿って対応を行おうとすると、3月決算の監査においては、業務執行社員と事務職員の多くが事務所に出勤せざるを得なくなり、結果として、出勤者7割削減の要請を満たせず、感染リスクを高めてしまうことが危惧されています。

¹ 個人事務所も同様である。

² 金融商品取引法に基づく、監査証明に係る業務のみに適用される。

³ 法令上、袋綴じを監査人で行うとする定めはないほか、実務上、企業がこれを行うケースもある。

2. 監査報告書への署名・押印について監査法人で予定している対応

監査報告書への署名・押印及び署名付き監査報告書と計算書類の袋綴りは監査証明の対象を明らかにし、監査報告書と財務諸表の一体的利用を図るために必要なプロセスです。しかし、現下の状況を踏まえると、当該目的を充足しつつ、業務執行社員及び事務職員の出勤を抑制できる代替的な方法を採用することについて、被監査会社にご了解いただきたいと考えています。個々の監査業務によって具体的な対応は異なり得るものの、多くの監査法人において、例えば、以下のような対応が予定されています。

(予定されている対応)

- 監査対象会社に対して、記名+㊟を記載した監査報告書を改竄不能な電子媒体(例えば、PDF形式)にして電子メール等の方法で提出する。
- 計算書類(最終版)と監査報告書のファイルをPDFで結合した上で、修正不能な設定とする。
→ 紙面での袋綴じを行うことなく、監査の対象を明らかにする。
- 監査報告書への署名・押印と袋綴りは、株主及び債権者から閲覧請求がされ得ることを踏まえ、可能な限り、計算書類等の備置きの期日より前(会社法第442条参照⁴)に行う⁵。なお、署名・押印の対象とする監査報告書の部数は、合理的な範囲で減らすことに努める。
→ 業務執行社員と事務職員の出勤を減らしつつも、公認会計士法の遵守や監査報告書と財務諸表の一体的利用を可能とすることを図る。

(参考)

公認会計士法において自署・押印をする時期は定められていないため、上記対応について重要な法的瑕疵はないと考えられるほか、実務的にも、業務執行社員が死亡して事後的に署名が得られなくなるというような特殊な状況を除き、特段の問題は生じないものと考えられます。

3. 経営者確認書に関する対応

監査法人では、これまで監査報告書と引き換えに、署名又は記名・押印がされた経営者確認書を入手することが通例でした。しかし、現下の状況を踏まえ、各監査法人において、経営者確認書への記載内容の信頼性を確保するための措置を講じつつ、署名又は記名・押印の入手については以下のような弾力的な取扱いがされるような取組みが進められています。

- 記名+㊟を記載した監査報告書の交付と交換に、署名済又は記名済の経営者確認書を改竄不能な電子的媒体(例えば、PDF形式)でいただく。
- 後日、署名・押印済の監査報告書と引き換えに、署名又は記名・押印済の経営者確認書をいただく。

以上

⁴ 会社法第442条第1項では、計算書類等は定時株主総会の1週間(取締役会設置会社においては、2週間)前の日から5年間本店に備え置かれるとされている。

⁵ ただし、会社法第442条第1項では自署・押印に関する定めはない。このため、緊急事態宣言の発令を踏まえ、対応が困難な場合、事後的に署名・押印を行うことも考えられる。